

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和7年10月22日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和7年10月22日（水）午前9時30分～ 本庁舎2階災害対策室2・3

2 出席者

総務課 齊藤課長・小池主査・木内主査補

3 件名

市長等の白井市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・損害賠償責任の限度額の乗数が教育委員、農業委員会委員等で異なる理由は。
→地方自治法施行令の参酌基準では、解職制度（リコール）の対象となる委員は年収の4倍、それ以外の委員は2倍としている。
- ・条例名は、「市長等の白井市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例」の市長等の次に職員を入れ、職員も対象としていることを強調しても良いと思う。
→法制執務上の考え方から、現行のタイトルとしたい。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部総務課

件 名	市長等の白井市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について																																		
現状・課題	<p>近年の住民訴訟では、軽度な過失であっても高額の損害賠償を認める判例が見受けられ、人口減少社会における厳しい環境下で住民サービスを提供し、果敢な施策を推進する必要がある首長や職員が委縮し、弊害が生じているという見方があったことから、平成29年度に地方自治法が改正され、令和2年4月から地方公共団体の長や職員等の職務行為について、善意でかつ重大な過失がない場合に、条例において、賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができることになった。</p> <p>市ではこれまで条例の制定を検討してきたが、継続した訴訟案件や法改正で求められていた内部統制制度の取り組みの整理ができていなかった。</p>																																		
付議事案	目的	善意でかつ重大な過失がない場合は損害賠償責任を一部免責する条例を制定し、より円滑な行政運営ができる制度を整備する。																																	
	対応方策	<p>市長等の白井市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定する。</p> <p>事務執行におけるチェックシートの効果的な活用、リスクマネジメント等の職員研修を充実させ、重過失を防止する対策を図る。</p>																																	
論点(決定をする事項)	条例制定の可否について																																		
部内会議や 関係課等と の調整結果 (主な意見・ 懸案事項)	<p>部内検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 重過失を防止する対策としては、すでにチェックシートがあり、そのチェックシートを効果的に活用できる方策を検討すべき。 事務ミスの事例の紹介や事務ミスのリスクを感じられるような研修を充実させたい。 係争中の案件2件のうち、1件が確定し、もう1件も市が重過失を問われる内容ではなく判決まで時間を要しない状況のため、損害賠償責任を逃れるためという誤解を受けにくく、条例制定にはよいタイミングでは。 																																		
今後の スケジュール	<p>令和7年12月～ パブリックコメント 令和8年第1回議会定例会 条例案の提案 令和8年4月 施行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>有</td> <td>R8第1回定例会議案</td> <td>報道発表</td> <td>有</td> <td>R8第1回定例会議案配布(定例記者会見)</td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>令和7年11月議員全員協議会</td> <td>広報・HP等</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>有</td> <td>パブリックコメント</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>付議書公表</td> <td>■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 (</td> <td>まで)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	有	R8第1回定例会議案	報道発表	有	R8第1回定例会議案配布(定例記者会見)	議会説明	有	令和7年11月議員全員協議会	広報・HP等	無		市民参加	有	パブリックコメント				付議書公表	■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 (まで)			
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																														
条例規則	有	R8第1回定例会議案	報道発表	有	R8第1回定例会議案配布(定例記者会見)																														
議会説明	有	令和7年11月議員全員協議会	広報・HP等	無																															
市民参加	有	パブリックコメント																																	
付議書公表	■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 (まで)																																	
案件提出 事由	①市政運営の基本的な方針(規程第4条第2項第1号) イ 重大な政策事項																																		
関係法令等	地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則																																		
関係課																																			
事業費	0 千円 (うち特定財源 千円)																																		
カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	手段																													
		人材確保・派遣・育成																																	

市長等の白井市に対する損害賠償責任の一部免責に関する 条例の制定について

1 条例制定の背景・経緯

平成29年6月9日に地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から地方公共団体の長や職員等の当該地方公共団体に対する損害を賠償する責任については、条例を制定することにより、職務行為につき善意でかつ重大な過失がない場合は、損害賠償責任の一部を免責することができることとされた。

当時の住民訴訟制度では、長や職員等は民法の規定により責任を負うこととなるため、軽過失の場合でも損害の全額について責任を追及されており、個人が処理できる範囲を超えた過大な損害賠償を命じる裁判例も見受けられた。

長や職員等には大きな心理的負担が与えられ、職務の執行において萎縮が生じており、今後人口減少社会における厳しい環境下で前例のない果敢な施策や住民にとって厳しい施策を推進しなければならない地方公共団体の事務処理の障害となっているとの見方があった。

第31次地方制度調査会答申においても長や職員の損害賠償責任については、長や職員への萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追及のあり方を見直すことが必要とされたことと受けて、地方自治法の改正が行われたものである。

この法改正を受け、令和2年度に市でも条例の制定について内部で検討したが、当時は本条例が適用される可能性がある訴訟案件が係属中であったこと、法改正で併せて求められていた内部統制制度について検討されていなかったことなどから、検討に留まり、条例制定に至らなかつたが、懸案事項だった訴訟案件の判決が確定したことなども踏まえて、条例を制定するもの。

2 対象者

市長、副市長、教育長、教育委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員、職員

3 損害賠償責任の限度額

本条例では、地方自治法施行令（以下「政令」という）で定める基準を参考して、市長等が損害賠償の責任を負う限度額を定め、当該限度額を超えた額の責任を免れさせることができる。

なお、損害賠償責任の限度額は、政令で定める額以上の額＝基準給与年額（地方自治法施行規則で定める方法により算出される額）以上の額でなければならない。（従うべき基準）

『損害賠償責任の限度額（案）』
基準給与年額 × 職の区分に応じた乗数

区分	乗数
市長	6
副市長、教育長、教育委員、選挙管理委員、監査委員	4
農業委員会委員、固定資産評価審査委員	2
上記以外の市職員	1

※乗数…政令で定める参酌基準と同じ（職責、権限等を考慮した基準）

4 基準給与年額

以下①～③の合計額

- ① 地方公共団体に損害を与える原因となった行為の日（基準日）を含む月の報酬又は給料×12
- ② 基準日を含む年度の期末手当・勤勉手当
- ③ 基準日を含む月の手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等を除く。）×12

5 条例が適用となるもの

原因となった行為に善意でかつ重大な過失がないとき。

一般的には、長や職員等が市に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指すとされており、裁判で判断されると考えられる。

6 施行予定日

令和8年4月1日

7 条例制定に合わせて取り組むこと

地方自治法等の一部改正では、地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の推進が図られるよう、事務の適正な執行を確保することが求められており、都道府県知事及び指定都市の市長には内部統制の方針を定め、必要な体制を整備し、毎会計年度に評価報告書を公表することが義務化された。

他の市は努力義務となっているため、重過失の抑止に対する取組みに代えている自治体もあることから、当市も重大な過失が起こらないための取組を強化することとする。

- ① 予算執行業務のチェックシートによる財務・契約事務の確認の徹底
- ② 事務処理における階層別のチェックシートによる確認の徹底
- ③ ①②を浸透させていくための周知の徹底
- ④ ミスによる影響力や事例などを交えた階層別研修等の充実

○千葉県内における損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定状況について

自治体名	制定状況	施行日	条例構成			備考
			趣旨	免責規定	規則への委任	
千葉県	○	令和2年4月1日	○	○	○	
千葉市	×	—	—	—	—	
銚子市	○	令和3年3月24日	○	○	×	
市川市	×	—	—	—	—	
船橋市	×	—	—	—	—	
館山市	×	—	—	—	—	
木更津市	○	令和5年6月29日	○	○	×	
松戸市	×	—	—	—	—	
野田市	×	—	—	—	—	
茂原市	×	—	—	—	—	
成田市	×	—	—	—	—	
佐倉市	○	令和2年4月1日	○	○	○	
東金市	×	—	—	—	—	
旭市	×	—	—	—	—	
習志野市	×	—	—	—	—	
柏市	×	—	—	—	—	
勝浦市	×	—	—	—	—	
市原市	×	—	—	—	—	
流山市	×	—	—	—	—	
八千代市	×	—	—	—	—	
我孫子市	×	—	—	—	—	
鴨川市	×	—	—	—	—	
鎌ヶ谷市	×	—	—	—	—	
君津市	×	—	—	—	—	
富津市	×	—	—	—	—	
浦安市	○	令和5年4月1日	○	○	×	
四街道市	○	令和3年4月1日	○	○	×	
袖ヶ浦市	×	—	—	—	—	
八街市	×	—	—	—	—	
印西市	○	令和6年4月1日	○	○	○	
富里市	×	—	—	—	—	
南房総市	×	—	—	—	—	
匝瑳市	×	—	—	—	—	
香取市	○	令和2年10月1日	○	○	○	
山武市	×	—	—	—	—	
いすみ市	×	—	—	—	—	
大網白里市	×	—	—	—	—	
白井市	—	—	—	—	—	